

# 高等部生徒心得

宮崎県立小林こすもす支援学校

- 本校では、在学中だけでなく、卒業後をも視野に、生徒の皆さんが社会生活に順応するための道標として「生徒心得」を考えています。学校で学習する内容は、卒業後の社会生活にとって大切なことばかりです。卒業後の生活を考えながら「生徒心得」について学び合い、社会人になるために必要なルールやマナー、身だしなみなどしっかり身に付けましょう。
- 生徒会活動や学校行事の主人公はあなた達です。みんなが楽しく充実した学校生活が送れるように、一人一人が学校の一員であることを自覚して、積極的に取り組みましょう。

## 1 校内生活のきまり

### (1) 礼儀

- ① 大きな声ではっきりと気持ちよいあいさつをする。
- ② 正しい言葉づかいを心掛ける。（※先生・年上の人へは敬語を使う。）

### (2) 服装

- ① 登下校は制服を着用し、身だしなみを整える。  
※ 制服が着用できない場合は、保護者が「異装登下校許可願」を学校へ届け出て、校長の許可を得ること。異装規定を守り着用すること。
- ② 靴下は、華美でない色のものとする。冬場は、華美でない色のタイツを使用してもよい。
- ③ 体育や作業学習など、場に応じた身だしなみを心掛ける。
- ④ インナーは、色・柄がシャツから透けないものとする。
- ⑤ 冬の防寒着（ブレザーの下）は、華美でない色のベストかカーディガン等を使用してもよい。
- ⑥ 冬の防寒着（ブレザーの上）は、華美でない色のコート等を使用してもよい。長すぎるものは避ける。ネックウォーマー、マフラー、手袋については華美でない色のものにすること。
- ⑦ 通学靴は華美でない色のものとする。
- ⑧ かばんは指定しないが華美でないものとする。キーホルダーは付け過ぎないようにする。（2個まで）
- ⑨ ネクタイ、リボンについては、夏服更衣期間中は、使用しないものとする。
- ⑩ 制服のベルトは、指定はないが、華美ではない色のものにすること。

※ 華美でない色とは、白・黒・紺・茶等の色を基調としたもの。模様は、ラインかワンポイント程度のもの。

### (3) 登下校

- ① 登下校の時刻を守る。  
登校 午前8時25分 ※バス、JR利用以外の生徒は、8時以前の登校は控える。  
下校 5校時 午後2時15分 6校時 午後3時10分
- ② 登下校時は交通ルールを守り、安全を心がけるとともに周りに迷惑にならないようにする。
- ③ 登校してから下校の時刻までは、無断で校外へ出てはいけない。
- ④ 欠席、遅刻の場合は、保護者が8時15分までに、電話又はtetoruで学校へ連絡する。
- ⑤ 学校からの連絡帳やプリントは、必ずその日のうちに保護者へ渡す。
- ⑥ 学生証は、常に通学用かばんにつけておく。

### (4) 単独通学

- ① 徒歩、自転車、路線バス、JR等を利用して生徒が単独で通学する場合は、早めに担任に相談し、「単独通学許可申請書」等の手続きを開始日1週間前までに行い、校長へ届け出て許可を得る。1年生については、中学校在学時の通学手段を考慮しながら書類等の手続きが終わり次第、単独通学の開始を認める。
- ② 公共の交通機関を利用する生徒は、車内で他の乗客へ迷惑をかけてはならない。迷惑をかける行為が継続する場合、またその行為が改善されない場合は、単独通学を停止、または取り消すことがある。
- ③ 自転車通学生は並進をせず左側通行をすること。自転車のライト・ブレーキ等の点検・整備は定期的に行う。また、自転車保険への加入とヘルメット着用を義務とする。

## (5) その他

- ① 校内での政治的活動、および選挙運動は禁止とする。 (※他、公職選挙法に準ずる)
- ② 無断で他の教室に入り出さない。
- ③ 授業で使わないものや不必要的ものは、学校に持つてこない。 (※持ち物に関する規定を参照)
- ④ 公共物や他人のものを無断で持ち出したり借りたりしない。誤って破損したら、先生に届け出る。
- ⑤ 自分の持ち物には、高等部・学年・クラス・名前を必ず書いておく。
- ⑥ 掃除は全員で協力して行い、校内の美化に努める。
- ⑦ 生徒会、学級活動、学校行事には自分から進んで参加する。

## 2 校外生活のきまり

### (1) 外出について

- ① 一人で外出する場合は、行き先をはっきりと伝え保護者の許可を得る。
- ② 映画、ゲームセンター、カラオケ店、飲食店への出入りは、保護者同伴を原則とする。

### (2) 外泊について

外泊については、保護者同伴を原則とする。

### (3) アルバイトについて

原則として認めない。但し、生活態度が良好で、家庭の経済的理由等によりやむを得ないと管理職・進路指導主事・生徒指導主事等が判断する場合のみ許可する。

### (4) 運転免許の取得について

- ① 原則として認めない。
- ② 卒業学年で就職先の要請で運転免許が必要な場合はこの限りではない。なお、この場合には保護者の承認を得て「運転免許許可願」を担任に届け、生徒指導部を経て、校長の許可を得る。また、在籍中は学校が運転免許証を保管・管理する。

### (5) その他

- ① 飲酒、喫煙は絶対にしてはいけない。
- ② 携帯電話・スマホについては、保護者の責任のもと、マナーを守って使用する。

(校内持ち込みについては、許可証が必要)

## 3 交友（生徒間の交際について）

- (1) できるだけ多くの友達と仲良く付き合うように心掛け、友情を大切にする。
- (2) 上級生は下級生を優しく接し、間違った行動はお互いに注意しあう。
- (3) 男女間では、相手の考え方や立場を大切にし、節度のある交際をする。
- (4) 暴力はいかなる場合も絶対に許されない。

## < 生徒の服装に関する規定 >

### ・ 禁止するもの

- 1 整髪料、髪の毛の染色や脱色
- 2 化粧、香水、マニキュア、ピアス等のアクセサリー
- 3 眉そり
- 4 ミニスカート（上限：ひざが隠れる程度）
- 5 必要以上の長髪（肩にかかるときは結ぶ。）
- 6 リボンやシュシュは使用しない。ゴム、ピン（華美な色でないもの）は使用を認める。
- 7 ブレスレット、ミサンガ、指輪などの装飾品
- 8 高校生として相応しくないもの

## < 生徒の持ち物に関する規定 >

### ・ 持ってきてはいけないもの

- 1 携帯電話（原則として） 2 おもちゃ、ゲーム機 3 化粧品 4 お菓子類 5 ナイフ類
- 6 デジタル機器類（タブレット等） 7 CD、DVD（担任の許可を得ること） 8 雑誌、カード、シール類

## < 生徒心得の改正の手続き >

- (1) 生徒会は、生徒の意見を集約し、心得の改正を求めることができる。
- (2) 変更や削除の意見が出たものについて、高等部会で検討する。
- (3) 検討の結果、変更や削除となる場合については、職員会に申し、校長の決裁を受ける。
- (4) 校長の決裁後から、改正した生徒心得を運用する。